

雇用保険法施行規則及び雇用対策法施行規則の一部を改正する省令案

概要

1. 雇用保険法施行規則関係

(1) 適用除外となる学生又は生徒の範囲

法第6条第5号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者以外の者とする。

- ① 卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの
- ② 休学中の者
- ③ 定時制の課程に在学する者
- ④ ①②③に準ずる者として職業安定局長が定めるもの

(2) 被保険者となったことの届出の改正

- ① 事業主が資格取得届を提出する場合において、労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳等の書類の添付を不要とする。
- ② ①にかかわらず、資格取得届がその事業主において初めて行われる場合等については、事業主は資格取得届に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳等の書類を添付しなければならないものとする。

(3) 日雇労働被保険者であつた者に係る受給資格の調整の改正

同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されたことにより一般被保険者に切り替わる日雇労働被保険者について、被保険者手帳の提出等の手続等を定める。

(4) その他所要の規定の整備

2. 経過措置及び関係省令の整備

○ この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、雇用対策法施行規則の整備を行う。

○ 施行期日 : 平成22年4月1日

※ 遡及適用及び特例納付保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）に関する省令事項は、政令において定める日までに別の改正省令を諮問することとする。